

人事労務レポート

今回のテーマ

1ヵ月単位の変形労働時間制

<弾力的な労働時間の割り振り>

発行元：社会保険労務士 山口事務所

〒181-0013 東京都三鷹市下連雀 3-27-1

三協ビル 3F

TEL：0422-49-7340 FAX：0422-49-7381

E-mail：h-yamaguchi@ys-office.co.jp

URL：http://www.ys-office.co.jp

「決算事務、各種締め切り等により、月末が特に忙しい。」
「季節による繁忙がある。」

1日8時間、1週40時間という法定労働時間がありますが、業種によってはこうした固定的な労働時間の枠組みの適用がなじまないケースがみられます。

労基法には、一定の要件のもと弾力的な労働時間の割り振りを認めた変形労働時間制があります。今回は変形労働時間制の中で最も一般的な「1ヵ月単位の変形労働時間制」を取り上げ、そのしくみについて解説します。

1. 1ヵ月単位の変形労働時間制とは？

特定の日や週の労働時間が法定労働時間(1日8時間、1週40時間)を超えていたとしても、一定期間を平均すると法定労働時間の枠内に収まるよう設定する勤務体制を変形労働時間制といいます。変形労働時間制には、1ヵ月単位、1年単位、1週間単位の3種類があります。

1ヵ月単位の変形労働時間制は1ヵ月を平均して、1週間の労働時間が40時間以内であれば、特定の日に8時間以上、または特定の週に40時間以上の労働時間を設定できる制度です。

第1週	第2週	第3週	第4週	平均
48時間	32時間	36時間	44時間	40時間

この例では、第1週目、第4週目で週所定労働時間が40時間を超えていますが、4週の平均が40時間となるため、時間外労働とはなりません。

2. 実施するための要件

1ヵ月単位の変形労働時間制を実施するためには、就業規則等により、以下の4つの要件を具体的に定める必要があります。

- (1)変形期間
- (2)変形期間の起算日
- (3)変形期間を平均し、1週間あたりの労働時間が週法定労働時間を超えない定め

変形期間の所定労働時間の上限は「40時間×変形期間の日数(1ヵ月)/7」によって計算されます。

[1ヵ月の所定労働時間の上限]

月の日数	31日	30日	29日	28日
限度時間	177.1h	171.4h	165.7h	160.0h

変形期間を平均して1週間の労働時間が法定労働時間(40時間)を超えないようにするには、変形期間が1ヵ月の場合、上記の表の時間内で割り振る必要があります。

- (4)労働日、労働時間の特定

始業および終業の時刻も具体的に定め、かつ従業員に周知させる必要があります。

【就業規則の規定例】……………
(労働時間及び休憩時間)

第 条 所定労働時間は、毎月1日を起算日とする1ヵ月単位の変形労働時間制とし、1ヵ月を平均して1週間40時間以内とする。

2 各勤務シフトにおける各日の始業時刻と終業時刻は、次のとおりとする。

A 始業:午前8時 終業:午後5時 休憩:1時間

B 始業:午前9時半 終業:午後6時半 休憩:1時間

C 始業:午前11時 終業:午後8時 休憩:1時間

3 各従業員の勤務シフトと休日の割り振りは、グループごとに毎起算日の1週間前までに決定して月間勤務シフト表を従業員に示す。

3. 割増賃金の計算

特定の日や週において、法定労働時間を超える労働時間の設定が可能ですが、あらかじめ設定した時間自体を超えてしまうと、時間外労働となり割増賃金が発生します。

(例) 1日の所定労働時間が10時間の日に11時間労働した場合

11時間 - 10時間 = 1時間(時間外労働)

* 所定労働時間が8時間より少ない場合は、1日「8時間」を超えて労働した場合に時間外となります。

この考え方のもと1週間、1ヵ月(変形期間全体)についても時間外労働をカウントします。

4. 導入にあたってのポイント・注意点

上述したとおり、時間外労働の計算が煩雑になるので、注意が必要です。

事業場単位でなくても、特定の部署や班ごとに実施することが可能です。

特定した労働時間については、使用者の一方的な都合により、変更することはできません。

今月の主な労務・税務の手続き

・年末調整書類の回収(今月中をまでに)

・労働保険料第3期分の納付(11/30まで)

コラム

「昼休み中に働かされた分の賃金をまとめて払ってください。」
「今回の解雇は納得できません。」

退職した従業員との労使トラブルが増えています。平成18年度の総合労働相談件数は94万件を超えました。監督署への内部告発も増えており、多すぎて監督署も裁ききれないようです…。日ごろから労務管理を適正に行うよう努め、「監督署に行って聞いてきたのだが」などと従業員に言われても慌てることのないようにしたいですね。